

鳥取市消防団組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第14号

鳥取市消防団組織等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取市消防団組織等に関する規則（昭和28年鳥取市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表国府地区団の部中「国府第1分団」を「国府第1・2分団」に改め、同部国府第2分団の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。